

【標準的手法】

第 61 条 - Q1 (平成 20 年 11 月 17 日削除)

< 株式会社日本政策投資銀行向けエクスポージャー >

【関連条項】第 61 条、第 63 条、第 1 条第 36 号及び第 37 号等

第 61 条 - Q3 株式会社日本政策投資銀行が、預金の受入れ等を開始した後は、どのような取扱いとなりますか。(平成 20 年 11 月 17 日追加)

(A)

株式会社日本政策投資銀行(以下、「会社」という。)は、株式会社日本政策投資銀行法第 9 条において、同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する預金の受入れ又は金融債(日本政策投資銀行債)の発行を開始しようとするときは、内閣総理大臣の同意の下、あらかじめ財務大臣の承認を受けなければならないこととされており、当該承認を受けた後の会社については、同法第 10 条に基づき、銀行法の規定が準用されます。財務大臣による当該承認を受けた後の会社向けエクスポージャーについては、第 63 条に規定する「金融機関向けエクスポージャー」(内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 37 号に規定する「金融機関等向けエクスポージャー」として取り扱うことが適当と考えられます。

なお、会社が、財務大臣による当該承認を受ける前において、政府による出資が過半を下回るようになる場合には、会社が当該承認を受けるまでの間、第 65 条に規定する「法人等向けエクスポージャー」(内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 35 号に規定する「事業法人向けエクスポージャー」として取り扱われることに留意が必要です。